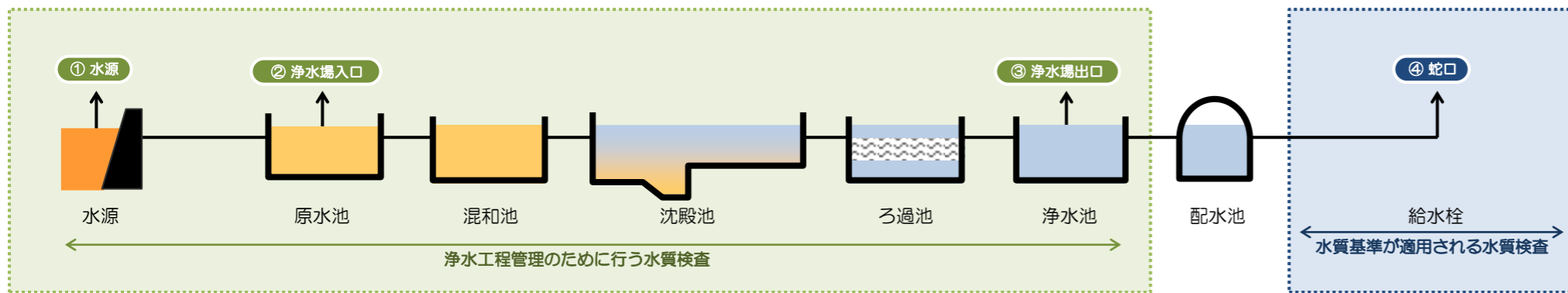


水質検査地点及び水質検査項目・検査頻度



■ 水源・浄水場入口・浄水場出口 ■ 浄水工程管理のために水質検査項目と検査頻度

■ 蛇口（給水栓） ■ 水質基準が適用される水質検査項目と検査頻度

■ 外部委託検査項目

【表3】水質検査表 ①水源 ②浄水場入口 ③浄水場出口

項目番号	水質基準項目	検査計画頻度(回/年)		
		①水源	②浄水場入口	③浄水場出口
1	一般細菌	1	12	12
2	大腸菌	1	12	12
3	カドミウム及びその化合物	1	12	12
4	水銀及びその化合物	1	—	—
5	セレン及びその化合物	1	12	12
6	鉛及びその化合物	1	12	12
7	ヒ素及びその化合物	1	12	12
8	六価クロム化合物	1	12	12
9	亜硝酸態窒素	1	—	—
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	—	—
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	12	12
12	フッ素及びその化合物	1	12	12
13	ホウ素及びその化合物	1	12	12
14	四塩化炭素	1	12	12
15	1,4-ジオキサン	1	—	—
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	12	12
17	ジクロロメタン	1	12	12
18	テトラクロロエチレン	1	12	12
19	トリクロロエチレン	1	12	12
20	ベンゼン	1	12	12
21	塩素酸	1	12	12
22	クロロ酢酸	1	12	12
23	クロロホルム	1	12	12
24	ジクロロ酢酸	1	12	12
25	ジブロモクロロメタン	1	12	12
26	臭素酸	—	—	—
27	総トリハロメタン	1	12	12
28	トリクロロ酢酸	1	12	12
29	プロモジクロロメタン	1	12	12
30	プロモホルム	1	12	12
31	ホルムアルデヒド	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物	1	12	12
33	アルミニウム及びその化合物	1	12	12
34	鉄及びその化合物	1	12	12
35	銅及びその化合物	1	12	12
36	ナトリウム及びその化合物	1	12	12
37	マンガン及びその化合物	1	12	12
38	塩化物イオン	1	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	12	12
40	蒸発残留物	1	12	12
41	陰イオン界面活性剤	1	—	—
42	ジェオスミン	1	—	2(表流水のみ)
43	2-メチルイソボルネオール	1	—	2(表流水のみ)
44	非イオン界面活性剤	1	—	—
45	フェノール類	1	—	—
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1	12	12
47	pH値	1	12	12
48	味	—	—	12
49	臭気	1	12	12
50	色度	1	12	12
51	濁度	1	12	12

【表4】水質検査表 ②浄水場入口 ③浄水場出口 ④蛇口

項目番号	水質管理目標設定項目	検査計画頻度(回/年)				
		②浄水場入口		③浄水場出口		④蛇口
		表流水 ^{*3}	地下水 ^{*3}	表流水	地下水	
1	アンチモン及びその化合物	2	—	—	—	—
2	ウラン及びその化合物	2	1	—	—	—
3	ニッケル及びその化合物	12	12	12	12	12
4	1,2-ジクロロエタン	12	12	12	12	12
5	トルエン	12	12	12	12	12
6	7-フル酸(2-エチルフル)	2	—	—	—	—
7	亜塩素酸	—	—	—	—	—
8	二酸化塩素	—	—	—	—	—
9	ジクロロアセトニトリル	—	—	2	—	—
10	抱水クロラール	—	—	2	—	—
11	農薬類 ^{*2}	2	—	—	—	—
12	残留塩素	—	—	12	12	12
13	加味、マグネシウム等(硬度)	12	12	12	12	12
14	マンガン及びその化合物	12	12	12	12	12
15	遊離炭酸	—	—	2	2(1) ^{*4}	—
16	1,1,1-トリクロロエタン	12	12	12	12	12
17	メチル-tert-ブチル-フル(MTBE)	12	12	12	12	12
18	有機物等(過マンガン酸消費量)	12	12	12	12	12
19	臭気強度(TON)	—	—	2	2(1) ^{*4}	—
20	蒸発残留物	12	12	12	12	12
21	濁度	12	12	12	12	12
22	pH値	12	12	12	12	12
23	腐食性(ランゲリア指数)	12	12	12	12	12
24	従属栄養細菌	—	—	—	—	2
25	1,1-ジクロロエチレン	12	12	12	12	12
26	アルミニウム及びその化合物	12	12	12	12	12

*1 色分けの項目(■の部分)は、外部委託検査です。
 *2 農薬類は、114項目について検査を行います。
 *3 表中の表流水、地下水は水源の別を示します。
 (表流水) 森山浄水場、十王浄水場
 (地下水) 中里浄水場、諏訪浄水場、みはらし台水道施設、水木水源
 *4 中里浄水場、諏訪浄水場は、年1回の検査を行います。

【表5】水質検査表 ①水源 ②浄水場入口 ③浄水場出口

項目番号	その他の項目	検査計画頻度(回/年)				
		①水源	②浄水場入口		③浄水場出口	
			表流水	地下水	表流水	地下水
1	クリプトスポリジウム	—	12	4	4	—
2	シアルシア	—	12	4	4	—
3	嫌気性芽胞菌 ^{*2}	—	12	12	—	—
4	ダイオキシン類	—	—	—	1	—
5	生物化学的酸素要求量(BOD)	1	12	—	—	—
6	化学的酸素要求量(COD)	1	12	—	—	—
7	放射性セシウム(134、137)	—	12	—	12	4

*1 色分けの項目(■の部分)は、外部委託検査です。
 *2 嫌気性芽胞菌は、クリプトスポリジウム、シアルシアの指標菌です。
 *3 色分けの項目(■の部分)は、自己検査が可能な消毒生成物に係る項目です。
 *4 項目番号42のジェオスミン、43の2-メチルイソボルネオールは、藻類発生時期に実施します。

【表1】水質検査表 ④蛇口

項目番号	水質基準項目	法令に基づく検査頻度	検査計画頻度(回/年)
			④蛇口
1	一般細菌	月1回	12
2	大腸菌	月1回	12
3	カドミウム及びその化合物	年4回	12
4	水銀及びその化合物	—	4
5	セレン及びその化合物	—	12
6	鉛及びその化合物	—	12
7	ヒ素及びその化合物	—	12
8	六価クロム化合物	—	12
9	亜硝酸態窒素	—	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	—	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	12
12	フッ素及びその化合物	—	12
13	ホウ素及びその化合物	—	12
14	四塩化炭素	—	12
15	1,4-ジオキサン	—	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	—	12
17	ジクロロメタン	—	12
18	テトラクロロエチレン	—	12
19	トリクロロエチレン	—	12
20	ベンゼン	—	12
21	塩素酸	—	12
22	クロロ酢酸	—	12
23	クロロホルム	—	12
24	ジクロロ酢酸	—	12
25	ジブロモクロロメタン	—	12
26	臭素酸	—	4
27	総トリハロメタン	—	12
28	トリクロロ酢酸	—	12
29	プロモジクロロメタン	—	12
30	プロモホルム	—	12
31	ホルムアルデヒド	—	4
32	亜鉛及びその化合物	—	12
33	アルミニウム及びその化合物	—	12
34	鉄及びその化合物	—	12
35	銅及びその化合物	—	12
36	ナトリウム及びその化合物	—	12
37	マンガン及びその化合物	—	12
38	塩化物イオン	月1回	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	12
40	蒸発残留物	年4回	12
41	陰イオン界面活性剤	年4回	4
42	ジェオスミン ^{*3}	藻類発生時期	2
43	2-メチルイソボルネオール ^{*3}	に月1回	2
44	非イオン界面活性剤	年4回	4
45	フェノール類	年4回	4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	—	12
47	pH値	—	12
48	味	月1回	12
49	臭気	—	12
50	色度	—	12
51	濁度	—	12

【表2】水質検査表 ④蛇口

項目番号	毎日検査の項目(1日1回以上行う検査)	法令に基づく検査頻度	検査計画頻度(回/年)
			④蛇口
1	色	1回以上/日	365以上
2	濁り	1回以上/日	365以上
3	消毒の残留効果	1回以上/日	365以上

* 配水系統毎に市民の方に委託して検査します。
 *1 色分けの項目(■の部分)は、外部委託検査です。
 *2 色分けの項目(■の部分)は、毎月1回行う検査(9項目)です。
 *3 項目番号42のジェオスミン、43の2-メチルイソボルネオールは、藻類発生時期に実施します。

【表1】水質検査表(④蛇口)

*1 色分けの項目(■の部分)は、外部委託検査です。
 *2 色分けの項目(■の部分)は、毎月1回行う検査(9項目)です。
 *3 項目番号42のジェオスミン、43の2-メチルイソボルネオールは、藻類発生時期に実施します。

【表6】水質検査表 ③浄水場出口 ④蛇口

種別	No.	項目番号	水質検査項目	検査計画頻度(回/年)
				①水源~④蛇口
水質基準項目	1	4	水銀及びその化合物	4
	2	9	亜硝酸態窒素	4
	3	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4
	4	15	1,4-ジオキサン	4
	5	26	臭素酸	4
	6	31	ホルムアルデヒド	4
	7	41	陰イオン界面活性剤	4
	8	42	ジェオスミン	2
	9	43	2-メチルイソボルネオール	2
	10	44	非イオン界面活性剤	4
	11	45	フェノール類	4
水質管理目標設定項目	1	1	アンチモン及びその化合物	2
	2	2	ウラン及びその化合物	1~2
	3	6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2
	4	9	ジクロロアセトニトリル	2
	5	10	抱水クロラール	2
	6	11	農薬類	2
	7	15	遊離炭酸	2
	8	19	臭気強度(TON)	2
その他の項目	1	—	クリプトスポリジウム	4~12
	2	—	シアルシア	4~12
	3	—	ダイオキシン類	1
	4	—	放射性セシウム(134、137)	4~12
	5	—	毎日検査 色	365
	6	—	毎日検査 濁り	365
	7	—	毎日検査 消毒の残留効果	365

* 【表1】 【表2】の「水質基準が適用される水質検査項目」及び【表3】 【表4】 【表5】「浄水工程管理のために水質検査項目」の(■の部分)の項目を指します。